

3 遺 跡

A 内裏北外郭官衙の変遷

さきに各区ごとの遺構をとりあげ、その相対年代を整理した。本章においては、遺構をとりあげるまえに、瓦・土器の編年を概観して、およその絶対年代をかかげ、遺構に年代をあてる際の一助とした。

第Ⅰ期～第Ⅲ期の大別

ここで内裏北外郭の建物の造営期を第Ⅰ～Ⅲ期に大別する。第Ⅰ期は、中区がまだ築地によって囲まれていない時期、第Ⅱ期は中区が築地で囲まれており、官衙地区として最も整っている時期、そして第Ⅲ期は中区が築地の囲みをうしなした時期である。第Ⅰ・第Ⅱの各期には、

細別小期

それぞれを第Ⅰ-1期、第Ⅰ-2期等とよびわけておく。以下、各時期毎に建物の配置・特徴の変遷をたどることにしよう。なお、ここでは先に相対年代を整理した際にかかげた以外の建物をもあわせとりあげて時期を比定することにした。

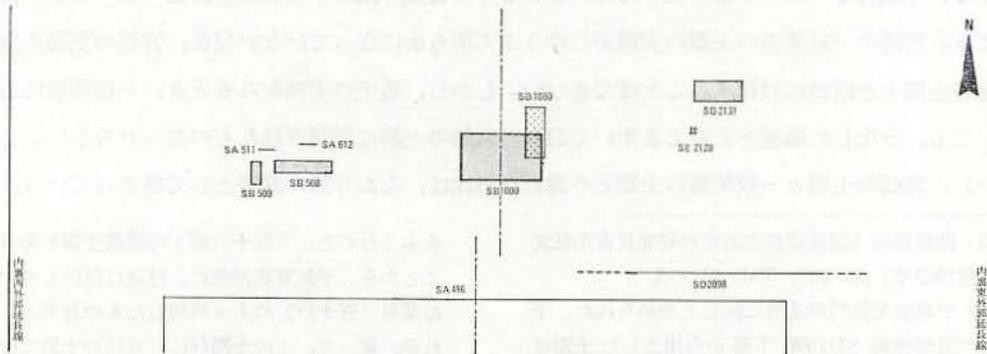
第Ⅰ期

一区画形成

第Ⅰ期においては、まず市庭古墳前方部を破壊削平し、周濠を埋めた後整地をおこなっている。しかし第Ⅰ期には、東西塀SA486の北側一帯はとくに細かく区画することはなかった。しかし、東・西は、内裏の東・西外郭線を画するSA705・SA8171、あるいはその前身となった施設によって、それぞれ画しており、一つの区画を形成していたと考えられる。この区画の東西距離は約285m(960尺)である。この区画の北を限る施設は、調査地域内には検出されていない。しかし、第Ⅱ期の北面築地と同様調査地域の北側にある現在の東西道路の下に存在した可能性もあり、その場合、北限施設と東西塀SA486との距離は約83mとなる。

なおSA486の北9mには東西溝SD2098があり、これは第Ⅱ期の南面築地築成に際して埋め

遺 構	棟方向と建物の種類	柱間間数 桁行×梁行	桁行総長×梁行総長
SB508	東西棟 掘立柱建物	7×1	16.52× 3.54m
SB509	南北棟 掘立柱建物	2×1	6.5 × 2.95
SB1000	東西棟 掘立柱建物	推定8×5	推定23.68×13.9
SB1080	南北棟 掘立柱建物	5×2	15 × 5.4
SB2131	東西棟 掘立柱建物	5×2	13.45× 5.38



Tab. 26 第Ⅰ期の主要建物

Fig. 53 第Ⅰ期の建物配置

られている。この溝は、区画の南限と関連するかも知れない。

第Ⅰ期には、この広い区画のなかに建物が数棟あったにすぎない。中区西半部に SB508・SB509、東半部に、SB1000・SB1080・SB2131・井戸SE2128がある。このうちSB1080とSB1000とは重複することによって共存しえないことは明確である。SE1080がSE1000に先行すると考
* える。また、SB 2131は間もなくこわし、整地の後、井戸 SE2128を設けている。こうして、SB1080、SB2131を第Ⅰ-1期、SB1000、SE2128を第Ⅰ-2期と区別できる。

第Ⅰ期の建物のなかで、中心的な役割をはたしたとみられるのはSB1000である。この建物は内裏の東・西外郭線の中央にたち、また、区画の北限を調査地域に北接する東西道路位置に
* 想定すると、南北方向についても、北限と東西塀SA486とのほぼ中央にたつことになる。なお、内裏東・西外郭線の南北中軸線は、内裏の南北中軸線とは一致せず、前者は後者の西6mにある。SB1000が東・西外郭線間の中軸線に軸をあわせていることは注意すべきことである。

このほか第Ⅰ期あるいはそれに先だつ可能性をもつ遺構として東区に炉 SX801がある。

第Ⅱ期

第Ⅱ期にいたって、内裏北外郭地域は最も整備される。いま、その中枢をなす中区からはじ
* め、ひきつづいて西区・東区の変遷をたどろう。

中 区 四周に築地(東西約180m、南北約75m)をめぐるし整然とした計画で建物を配している。第Ⅱ-1期では、築地内部を10尺単位の方眼で地割し、これにしたがって建物を配し
* ており、しかも主要建物は柱間寸法を10尺等間とすることを特徴としている(Fig.54)。SB501・

SB 1000は
中心建物

10尺の方眼
地割と等間

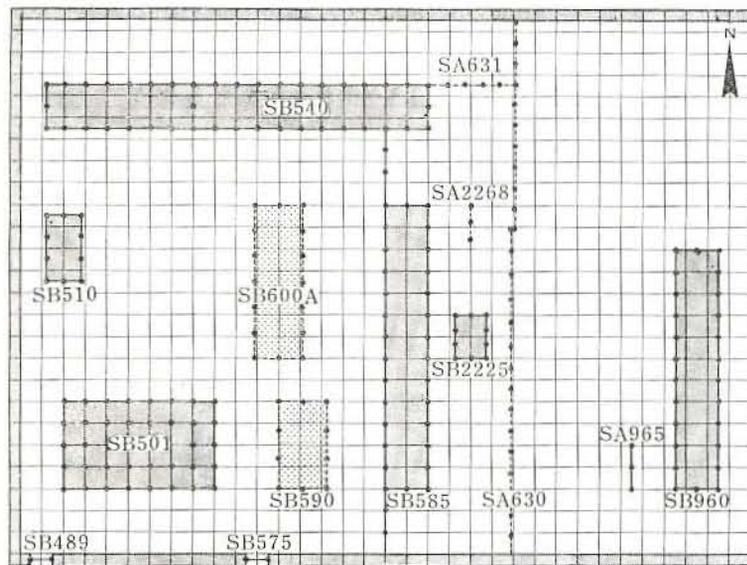


Fig. 54 第Ⅱ-1・2期の十尺方眼地割

SB585・SB960は、南面築地から30尺へだたってたち、SB501は西面築地から20尺へだた
* っている。さらにSB501とSB585との間隔は80尺、南面築地に開く2門(SB489、SB575)間の心
距離は100尺、SB585とSB540との間隔は35尺となっている。なお第Ⅱ-1期には1尺=29.5cm
を基準尺にしたとみられる。¹⁾

1尺
=29.5cm

第Ⅱ-1期においては、このようにして、SB501・SB585・SB540が、中央に空間地をと

1) 宮沢智士「平城宮の地割について(2)」『大和文化研究』第12巻第8号(1967年)p.11~130。

**SB 501 は
中心建物**

て配列され、SB585の西側柱列の両端には塀がとりついており、北塀SA618はSB540に、南塀SA586は南面築地にそれぞれ達して、中央の空間地をとざしている。両塀とも大きな柱掘形をもち、また柱間寸法も10尺で方眼地割にのっている。これら建物のうち、廂付建物SB501が中心建物であって、SB585・SB540（内部に収納施設SX541をそなえる）は倉庫であろう。

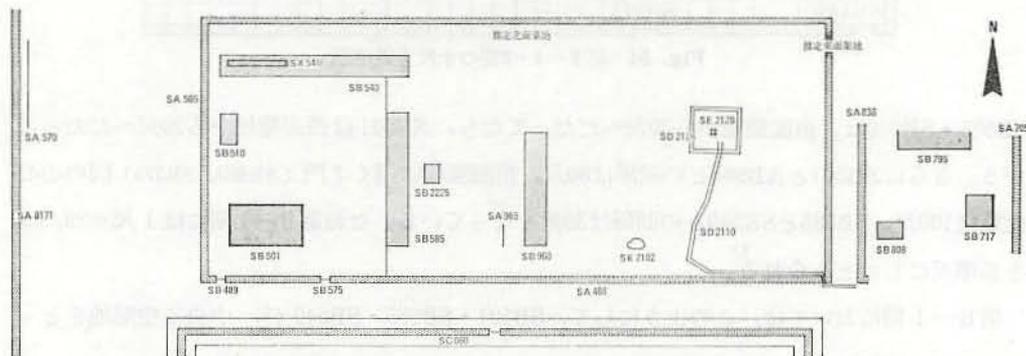
中区東半部には、倉庫とみられる長い建物SB960があり、その西には目隠塀SA965がある。^{*} また井戸SE2128の周囲には、方形の溝SD2126をめぐらしている。しかし中区東半部は大きな空地となっており、その南半には、ごみすて用土壇（SK2102）が作られ、すぐ埋められる。

いま列挙した建物のうち、SB540を除く建物は、市庭古墳の周濠を埋めたてて造成した地盤にたっており、条件悪く耐久性が短かったらしい。第Ⅱ—2期には、掘立柱建物SB585を撤去し、掘立柱建物SB2190をたて、ほかに2棟の礎石建物SB590・SB600Aがたつた。また西端近くのSB510をとりこわして、SB523をたてている。これら第Ⅱ—2期に新しくたつた建物は、10尺方眼地割にほぼしたがってはいるものの、蔽密性をうしなっている。また第Ⅰ—1期の建物とは違って、柱間寸法が10尺ではないものが多く、また1尺=29.7~30.0cm等、長い基準尺を使ったものがあられている。

SB585にともなう南・北の塀もはずし、その東約20m(65尺)のところにな新しく南北塀SA630^{*}を作つた。この塀によって中区は西半部と東半部とに明確に区別されることになる。なお南北塀から西に塀SA631がのびてSB540にとりついている。これら塀SA630・SA631は、第Ⅱ—1期の南塀・北塀とは違って、柱掘形も小さく柱間寸法も短くなっている。

中区東半部においては、SB960をとりこわした後、廂付建物SB1015がたち、様相は一変す

遺 構	棟方向と建物の種類		柱 間 間 数 桁行×梁行	桁行総長と梁行総長
SB489	東西棟	礎石建物	1(棟門)	3.0m
SB501	東西棟	掘立柱建物	7×4	20.65×11.8
SB510	南北棟	掘立柱建物	3×2	8.85×4.72
SB540	東西棟	掘立柱建物	18×2	52.33×5.88
SB575	東西棟	礎石建物	1(棟門)	3.0
SB585	南北棟	掘立柱建物	13×2	38.35×5.9
SB717	南北棟	掘立柱建物	3×3	9.0×7.8
SB795	東西棟	掘立柱建物	7×?	20.65×?
SB808	東西棟	掘立柱建物	3×2	7.08×4.72
SB960	南北棟	掘立柱建物	11×2	32.45×5.9
SB2225	南北棟	掘立柱建物	3×2	5.7×4.2



Tab. 27 第Ⅱ—1期の主要建物 Fig. 55 第Ⅱ—1期の建物配置

西 区 西区には、第Ⅰ期にぞくする建物はなく、第Ⅱ-Ⅰ期にも南北塀SA570をみとめるのみである。そして、第Ⅱ-2~Ⅲ期を通じて建物は6棟しかみとめられず、他区にくらべて建物の分布密度が小さい。また中区にみた10尺方眼地割は、西区ではみとめられない。

西区に中心建物は無い

第Ⅱ-Ⅰ期にはSB555・SB497の2棟がたち、第Ⅱ-Ⅲ期にはSB497をとりこわし、位置を北に移してSB498がたつ。SB555は、総柱をもち、9間の規模をもつ点で倉庫と考える。西区には、建物もすくないうえ、正殿に相当するような中心建物もみいだせないことから考えると、西区のみが独立して1官衙を形成することはありそうもない。

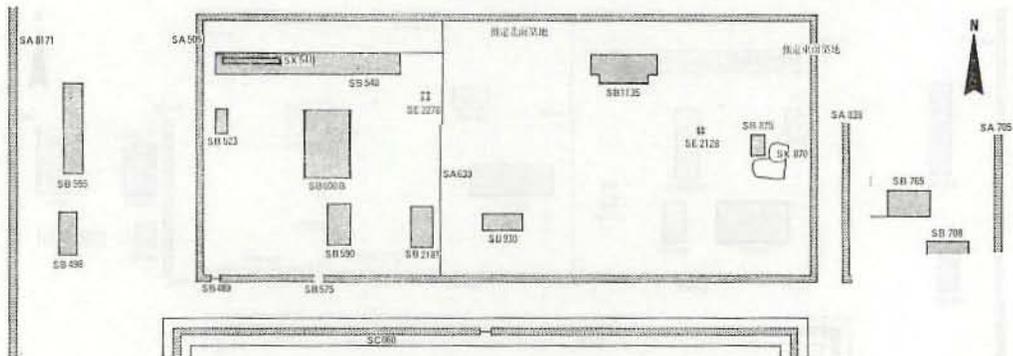
東 区 西区と対照的なのは東区であって、内裏東外郭築地と南北築地SA838とによって、東・西を画するせまい空間に多くの建物が密集している。ただし第Ⅰ期にぞくする建物は確認できない。中区にみた10尺方眼の地割を採用していないことは、西区と同様である。

第Ⅱ-Ⅰ期には北寄りの中央にSB795がたち、南半にSB717・SB808がたつ。第Ⅱ-Ⅱ期に入ると、上記の3棟をこわし、4棟の建物を整然と配列する。すなわち、東北部分にSB730がたち、南35尺をへだてて、その東側柱列と東妻柱列とをそろえてSB710がたつ。西側にならぶSB805・SB815は、西側柱列をそろえており、SB815は、東のSB730と南妻柱列を一線上にそろえている。これらの建物のうちSB730のみが桁行・梁行方向ともに柱間寸法を10尺にとり、他は

東区の建物密度は高い

いずれかに8尺・9尺等間をまじえている。これは東区の面積がせまいことと関連するかもしれない。なお、SB815をたてるに先だて、土塀SK820を掘り、そしてすぐに埋めている。第Ⅱ-Ⅲ期には、第Ⅱ-Ⅱ期の建物をすべてとりこわし、新しく小規模な建物SB765・SB708をたてている。東区は、一部を調査したにすぎないが、建物の密度は高く、小時期毎にす

遺 構	棟方向と建物の種類	柱間数 桁行×梁行	桁行総長×梁行総長
SB498	東北棟 掘立柱建物	5×2	12.0 × 4.8m
SB523	南北棟 掘立柱建物	4×2	7.2 × 3.6
SB540	東西棟 掘立柱建物	18×2	52.33 × 5.88
SB555	南北棟 礎石建物	9×2	26.55 × 5.32
SB590	南北棟 礎石建物	3×2	11.79 × 6.5
SB600B	南北棟 礎石建物	6×4	19.5 × 13.0
SB708	東西棟 掘立柱建物	5×?	11.9 × ?
SB765	東西棟 掘立柱建物	5×3	11.85 × 7.35
SB875	南北棟 礎石建物	3×2	5.85 × 3.9
SB930	東西棟 掘立柱建物	5×2	12.65 × 5.06
SB1135	東西棟 掘立柱建物	7×3	19.67 × 8.43
SB2181	南北棟 礎石建物	5×3	11.55 × 6.3



Tab. 29 第Ⅱ-Ⅲ期の主要建物 Fig. 57 第Ⅱ-Ⅲ期の建物配置

っかりたてなおしていることも特徴的である、このように、東区には中区とは異った官衙が所在したことをおもわせるのである。

東区・中区
は別の官衙

第 III 期

中区を囲んでいた築地が廃された。しかしこの時期に作った溝が、築地に沿っていることから、築地の痕跡が残っていた可能性はある。南北塀SA630も撤去し、その東20mに新しく南北塀SA950を設け、これによって中区は依然として東・西にわかれている。また、東区の西を限る築地SA838は、なお存続していたと考える。

第III期における内裏北外郭地域の建物は、西方・中央・東方の3群に分けられ、各群とも中心建物以下数棟から成り、またいずれも井戸をとまなう空間地をもつことを特徴としている。

西・中・東
の3建物群

* まず西方建物群は、西区のSB520・SB550と、中区西端のSB502・SB515から成っており、空地をかこんで一線をなしている。このうち廂付きのSB502が中心建物であろう。SB520は内部に収納施設SX521をそなえ、倉庫とみられる。なおこの建物は、後に東・南両面に廂をつけており、また身舎の一部に礎石を挿入している。井戸SE2278はこの時期まで使用したと考えたい。

中央建物群は、中区西半部にあり、SB1055・SB2170・SB2140・SB845を、井戸SE2128を中心として広い空間地の周囲に配している。廂付きSB1055が中心建物であろう。なお、中央建物群にとまなう溝SD890は斜行の後、南折し、さらに方向を変えて西に流れており、西方建物群の溝SD536もこれに合している。

東方建物群は東区にあり、廂をもつSB780の東・西両脇に小建物SB750・SB818を置く。

以上かかげたように第III期の建物は、第II期の官衙的性格を脱していることをおもわせる。

官衙的性格
逸脱の傾向

遺 構	棟方向と建物の種類		柱間数 桁行×梁行	桁行総長×梁行総長
SB502	南北棟	掘立柱建物	5×4	15.0 × 13.5m
SB515	南北棟	掘立柱建物	2×1	5.6 × 3.9
SB520	東西棟	掘立柱→礎石建物	6×3	17.1 × 9.0
SB550	東西棟	掘立柱建物	3×3	7.2 × 6.3
SB750	南北棟	掘立柱建物	1×1	3.6 × 2.6
SB780	東西棟	掘立柱建物	6×4	15.94 × 10.92
SB818		掘立柱建物	1×1	2.65 × 2.65
SB845	南北棟	掘立柱建物	5×2	10.5 × 5.1
SB1055	南北棟	掘立柱建物	7×3	18.69 × 7.43
SB2140	東西棟	掘立柱建物	3×2	6.63 × 4.72
SB2170	東西棟	掘立柱建物	5×2	11.85 × 4.44



Tab. 30 第III期の主要建物

Fig. 58 第III期の建物配置

B 内裏北外郭官衙の絶対年代

内裏北外郭地域の変遷を概観したいま、第Ⅰ～Ⅲ期に年代をあたえるにあたって、本調査地域と密接にかかわる第Ⅱ次内裏地域の変遷・年代を瞥見しておこう。

第Ⅰ→Ⅱ次
移建の想定

さきに、宮城中央に和銅創建の「第Ⅰ次内裏」・「第Ⅰ次朝堂院」が存在し、これがのちに東寄りのところに移り、「第Ⅱ次内裏」・「第Ⅱ次朝堂院」が造営されたと想定し、天平末年以降¹⁾に移建した可能性を考えた。

「第Ⅱ次内裏」の造営
年代

しかしその後、調査研究の進行にともなって、内裏・朝堂院の変遷にかんする解釈にも変化を生じてきた。まず先に指摘したように、軒瓦の年代観をあらためることによって、「第Ⅱ次内裏」の造営年代は天平元年以降にはさがりえず、むしろ神亀元(724)年の聖武天皇即位を目標とした養老5(721)年ころに始まる造営となる可能性を考えるにいたっている。また、築地回廊²⁾でかこまれた「第Ⅱ次内裏」に先行して、ほぼ同位置に挿立柱塀によって方形にかこんだ施設が存在したことが明らかになった。今回検出した東西塀SA486は、その北面部分にほかならない。いっぽう、第Ⅰ次内裏地域には、奈良時代初めにさかのぼる内裏相当の建物配置はみとめられず、大極殿相当の規模をもつ基壇建物が存在することが判明した。この結果、第Ⅱ次内裏地域における挿立柱塀の囲みの中に、和銅創建の内裏が存在した可能性も考えられるようになってきた。さらに、第Ⅰ次内裏地域には、奈良時代末ないし平安時代初めにぞくする、内裏あるいは平城上皇御在所相当規模の建物配置を確認した。このようにして、平城宮の内裏・朝堂院変遷の実情は、従来よりもかなり明白になってきている。しかし現在それを総合的に把握するまでにはいたっておらず検討は進行中である。したがって現状では、「第Ⅰ次内裏」・「第Ⅰ次朝堂院」・「第Ⅱ次内裏」・「第Ⅱ次朝堂院」を、地域をあらわす仮称として使用し続けることにしたい。

地域の仮称

内裏北外郭地域は、大膳職の所在を想定した地域の東に接し、そして第Ⅱ次内裏地域の北に隣接するところに位置する。そして中区にめぐらした築地と、「第Ⅱ次内裏」築地回廊との位置関係は、内裏北外郭地域が内裏とより密接な関係をもった蓋然性を示唆する。中区の築地内に10尺方眼地割にしたがって整然と建物を配した第Ⅱ期が、築地回廊にかこまれた「第Ⅱ次内裏」の時期に相当することはまず疑いがない。この時期の両地域の密接な関連を実証するのは両地域に共通する軒瓦の組み合わせである。6311A・B6304—6664D・Fの組が、両地域と内裏東外郭地域とにおける出土軒瓦を代表し、大膳職地域において6133A～D—6732A・Cの組み合わせが代表的な軒瓦をなしていることと対照的であることはすでに指摘したとおりである。内裏北外郭地域が、第Ⅱ次内裏地域および内裏東外郭地域とほぼ同じ頃に大規模に造営されたことは確

北外郭と
「第Ⅱ次内裏」

1) 『平城宮報告Ⅱ』pp. 111

2) 藤原武智麻呂が同年9月に造宮卿に任ぜられているのは、この造営に係るものと考えられる(『基準資料Ⅱ』瓦編2解説pp. 1)。

3) 阿部義平・甲斐忠彦「平城宮跡・藤原宮跡の発掘調査」推定第Ⅰ次内裏(第72次調査)『年報1972』pp. 26, 吉田恵二・岡本東三「平城宮跡とその周辺の発掘調査」推定第Ⅰ次内裏・大極殿区域の調査(第75・77次調査)『年報1973』pp. 18

4) 阿部・甲斐「平城宮跡・藤原宮跡の発掘調査」(前掲)p. 34～35。阿部義平「平城宮の内

裏・中宮・西宮考」『研究論集Ⅱ』(奈良国立文化財研究所学報第22冊, 1974年)pp. 69。宮本長二郎・川越俊一・高瀬要一「平城宮跡と平城京跡の発掘調査」推定第Ⅱ次内裏後宮(第78次北調査)『年報1975』pp. 11。阿部が区画の規模を東西600尺(177m)、南北661尺(195m)と考えたのに対して、宮本は区画に時期差をみとめ、まず600尺4方の方眼区画があり、後に南にずれて東西600尺・南北630尺の区画に変わったと考えている。

5) 吉田・岡本「平城宮跡とその周辺の発掘調査」(前掲)p. 24でC期とよんでいる。

実視してよいであろう。

平城宮の主要な軒瓦は、軒丸瓦・軒平瓦を一組としてデザインし製作したものである。これは随時ではなく、大規模な造営計画の一環として新しく登場したものに違いない。第2次内裏地域・内裏北外郭地域・内裏東外郭地域に共通する6311A・B, 6304—6664D・Fの組み合わせは、神亀元(724)年の聖武天皇即位を目標とした新営・改造に際して新たにデザイン製作されたものとする。この造営は、養老5(721)年ころから開始されており、聖武即位後もひきつづいておこなわれたようである。中区東半部の土壙SK2102で出土した木材扉金具進上文書の木簡・大量の楡皮・木材片は、こうして継続的におこなわれた造営工事に係るものであって、扉金具進上文書木簡の紀年である神亀6(729)年は、その造営年代の一点をしめすものといえよう。このようにして、第II期は、築地回廊にかこまれた「第2次内裏」の時期に相当し、養老5(721)年ころから奈良時代末にいたる60余年間を占めるであろう。第II期は3小期に分けている。この60余年間をほぼ20年前後に割りつけ、改作の機会を年表上にもとめると、第II—2期は天平17(745)年に聖武天皇が恭仁・紫香楽・難波を経て遷都した後に始まる造営、第II—3期は天平宝字5(761)年の詔にみえる改作とそれぞれ係るものとも考えられよう。

第II期の
絶対年代

第II期3小
期絶対年代

* 内裏北外郭地域と第2次内裏地域との密接な関連を重視し、両地域が造営の消長をともにしたとする考えにたち、上記のように第II期の年代を比定することによって、第I期・第III期の年代はおのずから決定する。

第I期は、第2次内裏地域に方形に掘立柱塀をめぐらした施設(内裏か?)が存在した時期に相当し、平城宮造営を開始した和銅元(708)年ころから養老5(721)年ころにいたる10余年間を占めるであろう。

第I期の
絶対年代

第III期は、第2次内裏地域が内裏の機能をうしなつた時期に対応し、いちおう、平城上皇の年代、すなわち大同4(809)年ころから天長元(824)年ころまでに相当するであろう。ただし、この場合には第II期と第III期との間に20数年間の空白をみとめることになる。

第III期の
絶対年代

以上にかかげた年代観を表示し、瓦・土器の編年と対比し、また大膳職地域の編年にもちいた造営期名と対照しておく(Tab. 31)。軒瓦編年の時期区分は、造営期に対応するものとして設置したものであるのに対して、土器の年代は、その継続年代の1点ないしある期間のみをしめしているにすぎないことは先述したとおりである。しかし、それにもかかわらず瓦・土器の編年には、およその対応をみとめることもできる。大膳職地域の編年との対照によって明らかのように、第II—1期等、同一の表記法をとりながら、しめす年代には喰いちがいを生じている。したがって以下の記述においては、大膳職地域その他の地域の造営期をしめす場合においても、すべて内裏北外郭地域の造営期名におきなおすことにしておきたい。

ここで内裏北外郭地域の変遷を、土器・瓦の年代と対比しながらいまい度ふりかえり、若干の補足も加えておこう。中区東半部の井戸SE2128からは平城宮VIIの土器が出土しており、この井戸の年代の下限が平安時代に下ることをしめしている。しかしこの井戸の周囲をめぐる方形の溝SD2126には、平城宮Iの土器と数多くの藤原宮式軒瓦が存在することから、井戸自体は第I期にさかのぼるものと理解した。SD2126の土器の下限は平城宮IIIである。したがって

土器・瓦の
年代と対比

第I期

6) 『基準資料II』瓦編2解説(前掲) pp. 1

	内裏北外 郭造営期	軒瓦	土器	大膳職 造営期	
和銅元 708	I	I	平城宮 I	I-1	708
養老 5 721	II-1	II	平城宮 II	I-2	721
神亀元 724					724
天平 17 745	II-2	III	平城宮 III	II-1	745
天平 20 748					748
天平宝字 5 761					761
宝亀元 770	II-3	IV	平城宮 IV	II-2	770
延暦 3 784					784
延暦 13 794	III	V	平城宮 V	II-3	784
大同 4 809					809
天長元 824					824
			平城宮 VI		
			平城宮 VII	III	

Tab. 31 平城宮瓦・土器・内裏北外郭建物編年の対照

この溝は第II-2期をもって終わったものと想定できる。

第II-1期 第II-1期には、中区東半部南半にごみすて穴(SK2102)を作り、すぐに埋めている。これは第II-1期の造営に係るごみをすてたものであって、再三あげてきたように、神亀(729)6年紀年の扉金具進上文書、木材進上文書など造営にかんする木簡や、大量の檜皮・木材を廃棄している。そしてこの時期の造営に使用した軒瓦6311A・B-6664D・F, 6313・6314-66*66・6685, および平城宮IIの土器を埋めている。

中区西半部のSB501の柱掘形埋土からは、平城宮I(あるいは平城宮IIか)の土器、その柱抜取り穴からは平城宮IIIの土器がそれぞれ出土しており、この建物が第II-1期から始まり第II-2期まで続くとする解釈をささえている。

第II-2期 第II-2期には、東区では天平末年ころSK820, 中区東半部ではSK2101をそれぞれ作り、*すぐに埋めている。ともに平城宮IIIの土器を包含する。

第II-3期 第II-3期に係る土器資料としては、中区西半部の井戸SE2278の土器がある。平城宮Vである。中区東半部の土壌SK870およびそれに南接する土壌SK869(ともに土器は平城宮V)が、SB875の東と南とに接して、これをかこむような形をとっていることは、この建物の存在を意識したものかも知れない。なお、SK870出土の「内裏盛所」墨書土器の存在は、奈良時代終*りころまでこの地域が官衙の一画をなしていたことをしめす資料である。

第III期 第III期についてみると、中央・東方の両建物群にぞくする各井戸から平城宮VIIの土器が出土している。井戸SE2278の土器は平城宮Vであるが、井戸さらいせずに使用しつづけたものと考え、西方建物群に所属するものと理解した。西方・中央両建物群に係る溝SD890・SD536・SD487の土器は、いずれも平城宮Vである。このように、各井戸・各溝の土器が平城宮Vにぞ*くしている事実、そして平城宮VIの土器をもつ遺構が本調査地域にみとめられない事実は、第II期の末、すなわち奈良時代末以降、平城上皇の年代までの20数年間、内裏北外郭地域が放棄され、使用されていなかった可能性を示唆するものといえよう。

20数年間の空白がある

坊の三坊がならび、²⁾内裏の西には、中和院が、そして中和院の北、三坊の西には内膳司・采女司がある。内裏および、三坊・中和院・内膳司・采女司の全体は、方形の空間を占めており、内裏を中心とする中枢部分として周辺とは異った地域を形成している。ここで注目されるのは

中 重 文献にみる「中重」の語である「東宮、輕服に依りて桂芳坊に出ず云々、此れ中重也、事内裏と同じ云々」(『西宮記』巻8)によって、桂芳坊が「中重」であって、内裏と同等にみなされていたことがわかる。また、勸修寺家旧藏古図の大内裏図には、蘭林坊の個所に、「中重皇居」という墨書がある。その他の文献からも、三坊が中重とよばれたことは明らかである。

ところで、内裏・三坊・中和院・内膳司・采女司を包括する地域は、全体で方形をなし、その周辺とは異った中枢部分を形成している。その東半部(内裏と三坊)と西半部(中和院・内膳司・采女司)との間には、とくに隔はない。『拾芥抄』によると、この全域を囲む塀の、東面にひらく建春門は、「左衛門陣」、西面にひらく宜秋門が、「右衛門陣」とそれぞれよばれるのに対応しており、この区域全体が、ひとつのまとまった空間として理解されていたことをしめしている。そこで、ここでは、「中重」の語を、内裏・三坊・中和院・内膳司・采女司をとり囲む範圍として使うことにしたい。

ii 蘭林坊・桂芳坊・華芳坊

蘭林・桂芳・華芳の三坊が、このような雅名でよばれるようになったのは、おそらく弘仁9年(818)4月庚辰の、「殿閣及び諸門之号を改」(『日本紀略』)めて以後のことであろう。なお、

房 と 坊 『和名類聚抄』は、三坊を居処部居宅類でかけ、「房」字をつかって説明しており、「坊」は別に教業坊以下陶化坊までの、京内の「まち」の意味にあてている。したがって三坊は、本来正しくは房名でよばれたとおもわれる。事実、後掲の文献中にも「房」を用いているものがある。しかしここでは、慣例にしたがって「坊」を使用する。以下、三坊がいかなる機能を果たしたかを、諸文献によって検討する。

蘭 林 坊 蘭林坊は、内裏北門である玄輝門から朔平門にむかう道の、西側の区画全体を占めており、三坊中最も大きい。東面の南・北に二門を開いている。陽明文庫本・九条家本両図ともに、東西棟の中心建物を画き、後者には「或」本にて7間2面とあることを付記している。

御 書 所 『和名抄』は、蘭林坊を「式乾門内の東に在り、今分れて御書所と為す是也」としており、蘭林坊の一部が、いつの頃からか御書所として使われるようになっていたことをしめしている。『殿曆』嘉承2(1107)年閏10月20日の記事に、故院の御書等を蘭林の御蔵に収めたとあるのは、上記の御書所にかかわるものであろう。蘭林坊にかんする記録をさらに追うと、『長秋記』天永4(1113)年3月14日条には、「蘭林坊の御蔵を穿ちて御物を取る云々」とあり、『玉葉』

調度の収納 寿永2(1183)年8月20日条には、「御倚子多く蘭林坊に在り、是れ大嘗会之時の御物也」と記されている。このように平安時代中・末期には、蘭林坊の中に書庫があったり儀式用の御物をおさめる蔵があったことがわかる。いずれにせよ、蘭林坊は、皇居に準ずるものとみなされ、書庫や宮廷の調度類を収納する倉庫がおかれた一郭であった。

桂 芳 坊 桂芳坊は、玄輝門から朔平門に向う道の、東側の区画の西部を占めており、道へだてて蘭林坊に相對している。三坊中、第2の大きさである。西面の南・北に2門を開き、

このうち南の門は「平門」とよばれている。陽明文庫本・九条家本『延喜式』ともに東西棟の中心建物を画き、後者には、七間二面の付記がある。これは三坊の建物の中で最も大きい。なお、中心建物の北には、これより規模の小さい東西棟建物を描いている。

桂芳坊についての記載は、平安時代の日記・記録にしばしばみえる。初見史料は、藤原忠平
* の日記『貞信公記』の、延長4(926)年4月16日条である。この日、左大臣忠平の妹で、当時
中宮であった藤原穂子は、東宮(寛明親王、後の朱雀天皇)をつれて、出産のために飛香舎から
桂芳坊にうつったという。穂子は6月2日、ここで成明親王、のちの村上天皇を生んでいる。 **中宮の出産**
村上が桂芳坊で生れたことは、『日本後紀』のほか、『本朝皇胤紹運録』も特記している。皇后
とはいえ臣籍出身の穂子が、内裏ではないにせよ「中重の皇居」といわれる桂芳坊で出産した
* ことは異例の事態であったようである。忠平は、以後太政大臣になってからも、しばしば桂芳
坊を直廬(宿所)として使うことになる(同年5月13日以降)。宿所としたばかりでなく、忠平はこ **大臣の宿所**
こで官奏をうけた。また、本来、宜陽殿の議所でおこなっていた叙位・除目の儀をここで行な
っている(『貞信公記』天慶元年12月13日、『本朝世紀』同日条)。

忠平が桂芳坊に宿したことは、『貞信公記』に以後しばしばみえる。しかし、天慶3(940)年
* 3月21日を最後として、その後、ここを宿所として利用する記事はみられない。それだけでは
なく、彼が宮内の他の場所を宿所とした記事もない。年老いて参内の機会もすくなくなり、宮
内に宿泊しなくなったためと考えられる。『貞信公記』は忠平が死ぬ1年前(天曆2年6月27日)
に「桂芳坊を楽所と為す可き事」を記している。忠平がほとんど桂芳坊を利用しなくなってい **楽所**
* たこの時期にいたって、ここを楽所とすることになったのである。なお『和名類聚抄』の桂芳
坊の項にも「今、楽所と為す是也」とある。しかし同坊すべてが楽所となったのではない。忠
平の死後約1年の天曆4年(950)7月11日、桂芳坊は皇太子憲明親王の宿廬にも使われている。
忠平の子師輔の日記『九曆』同日条には、この間の事情を次のように説明している。

皇太子の居処は、本来、東宮(平安宮の宮城図にみえる東前坊・西前坊がこれに当る)である。しか
* し延喜の初め、皇太子保明親王(朱雀・村上)の長兄、母も同じ穂子)が東宮で死去した後、東宮は破壊
にまかされ、幼少の皇子を住ませるような状態ではなくなっている。その後、延長・元慶には、内裏
後宮の観華舎を皇太子の宿廬にあてた。この場合の皇太子は寛明親王(のちの朱雀天皇)と成明親王(の
* ちの村上天皇)で、2人はいずれもその母穂子の立后後に生れている。したがって今回の場合のように、
村上天皇の女御であった安子(天徳2(958)年立后)の腹から出た憲平親王の居処に適用するわけにはい
かない。そこで考えるに、臣下で中重に曹司を給わることとは貞観の代、右大臣藤原良相にはじまってい
* る。これならば女御の腹とはいえ立太子した親王の居処を中重内にもとめることになら問題はない。

この一見もってまわったような公卿の意見のなかに、「中重」(この場合は、蘭林・桂芳・華芳の
三坊を指す)の性格が示されている。すなわち、中重一郭は内裏とは同質ではないが、中重外に **内裏に準ずる施設**
* 対しては内裏に準ずる施設であるとする考え方である。ただし、皇太子憲平親王の居処が桂芳
坊にもとめられたについては、太皇太后穂子の意向が働いたことは確実で、皇太子の外曾祖父
* にあたる忠平以来、同坊をこの藤氏一族が使ってきたことに深くかかわるのであろう。

『西宮記』には、大臣以下の宿所として「大臣納言宿廬、職曹司也、見国史也」とある。職
曹司は、大内裏図中に職御曹司として内裏の東方に見えるものであって、中宮職の所在する
* ところであり、職院ともよばれていた(『三代実録』貞観16(874)年2月27日条)。『三代実録』によ
れば、元慶・仁和の頃、太政大臣藤原基経は、職院を直廬にしている。すなわち、9世紀後半
* における大臣の宿所は、中重外にあったのである。したがって、10世紀に入って、忠平が桂芳
坊を宿所としたのは内裏および周辺殿舎の用い方が変わったことをしめしており、摂関藤原氏の

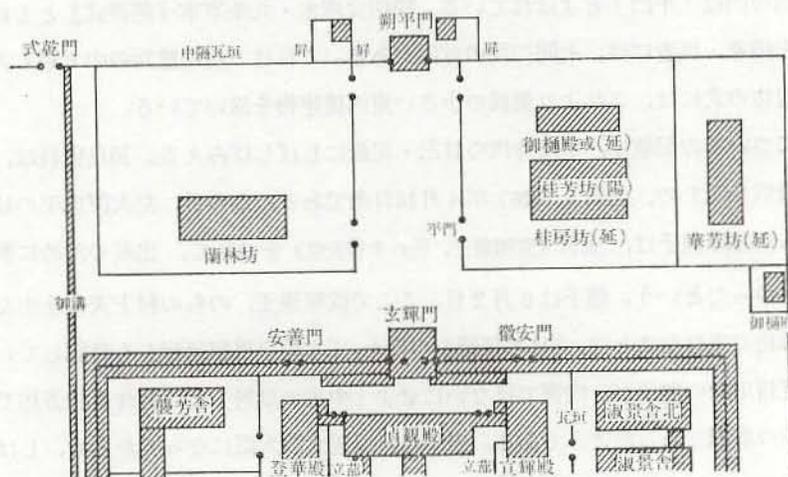


Fig. 60 平安宮蘭林坊・桂芳坊・華芳坊 ()内の延は九条本図, 陽は陽明文庫本図の表記

勢力の伸張を表わしている。そして道長の時代になると、彼の直廬は内裏そのものの中に賜うようになる(『御堂関白記』)。

このほか、桂芳坊についての記載として注目すべきものに、内裏が焼けたとき、天皇が桂芳坊へ移ったという事実である。『日本紀略』貞元元(976)年5月11日条に内裏の仁寿殿から出火したので、圓融天皇は中宮・皇太子とともに、玄輝門から出て桂芳坊に避難したが、火気が

出火の際の
避難の場所

熾んになったので、天皇はさらに職御曹司に、また、中宮・皇太子は縫殿寮に移ったとある。『御堂関白記』・『小右記』によると、長和4(1015)年11月17日、内裏で出火し、三条天皇はやはり桂芳坊に避難している。

このようにみえてくると、桂芳坊は、摂関藤原氏の直廬として使用された時期もあったが、それはむしろ特例であって、内裏内の殿舎が火災・造替等で使用不可能になった際などに天皇が

御樋殿

移御する予備的な御殿のある一郭であったとみられる。
華芳坊 華芳坊は玄輝門から朔平門に向う道の、東側区画の東端、すなわち桂芳坊の東隣りにあり、三坊中最も小さい。南北に長い区域を占めており、陽明文庫・九条家本両図ともに、南北棟の中心建物を画き、後者には、「或」本に5間4面とあることを付記している。陽明文庫本図には「華芳坊」とは記入せず空白のままになっている。九条家本図には、「華芳坊」

女豎町

の文字がみえ、「或いは御樋殿」とあり、御樋殿という別称があったことをしめすが、これとは別に、陽明文庫本・九条家本の両図には、華芳坊の東南に接して、小さく「御樋殿(廁)」を画いている。
『西宮記』(卷八所々事)には、華芳坊に女豎町あり、と記されており、ここが内裏に仕える女豎のひかえる場所でもあったことがわかる。

いまかかげてきた三坊に関する史料は年代的に幅があり、同一時期における三坊の使われ方はなお定かではない。しかし蘭林坊以下の三坊は、一時的な御在所あるいは書庫・女孺町というように内裏の背後にあって予備的空間としての役割をはたしているといえよう。

中和院

中重の中には、三坊のほかに、中和院・内膳司・采女司がある。中和院には、神事をおこなう場所をもふくみ、後2者は、食事・身のまわりなど、天皇の日々の世話をおこなう人々がつめる場所である。内裏に近接して、これらが存在することは容易に理解することができる。

iii 中重外の官衙

今回の発掘調査地域の性格を考える時、平安宮中重の官司・施設をとりあげるのみでは、充分とはいえない。ここで中重外、すなわち中重周辺の官衙・施設を一瞥しておこう。なお、

「中重外」という表現は、『日本紀略』(後篇6)貞元元(976)年5月11日条の内裏火災について^{中重外}の記載に、「中重外舎屋不焼」とみえるものである。

中重の東方には、北から梨本、職御曹司、外記・釜所等のある侍従所一郭、東・西前坊がある。梨本は仁明天皇時の御所、職御曹司は中宮職の御曹司であり、東・西前坊は東宮すなわち皇太子の居処である。中重の北方には、東から縫殿寮・内蔵寮・掃部寮がならんでいる。縫殿寮は、裁縫ほか女官の考課および統轄をおこなう。内蔵寮は、供御用の諸物資を管轄する官衙^{中重の東方}であり、掃部寮は掃除・設営に関係する役所である。このほか中重の西方には、北に図書寮、^{中重の西方}南に造酒司、その西に内匠寮が配されている。

iv 官衙位置の比較

平城宮で、どの官衙がどこに位置したかは、まだよくわかっていない。しかし現状で想定できる限りで、平城・平安二宮における内裏周辺の官衙位置を比べてみよう。まず両宮で所在の^{平城・平安宮の宮内省}位置が違っていたとみるべきものとして、宮内省・大膳職がある。平城宮の宮内省は、内裏東方に位置したことが確定規^{平城・平安宮の宮内省}できる。内裏東大垣の東方20mを南流する東大溝 SD2700からは、宮内省に関連する記載のある木簡・墨書土器が多数出土しており、その年代が天平勝宝から奈良末におよんでいることから、宮内省はおそらく天平勝宝ころ以来一貫して、内裏東方にあったと^{平城・平安宮の宮内省}考えてよい。これに対して、平安宮の宮内省は宮城南半東方に位置しており、平城宮の宮内省の所在位置とはかなり違っている。

平城宮大膳職は、宮中央の北方に存在したと考えている。しかし、平安宮大膳職は、宮城南半東方の、待賢門のすぐ南に位置している。ちなみに、最近の調査によって、藤原宮の典薬寮が内裏北方に所在したことが判明したが、平安宮の典薬寮は、宮城南半西方に位置している。このように、(藤原宮)・平城宮・平安宮には、同一官衙でありながら、所在位置を異にするもの^{平城・平安宮の大膳職}がある。しかし、だからといって、平安宮古図によって平城宮官衙の配置を想定することの意義を否定することはできない。すなわち、宮内・中務両省の被管である内裏の日常的な供奉官司は平城宮においても、平安宮古図の配置にみられるように、内裏周辺にあったと考えるのが^{藤原・平安宮の典薬寮}妥当であって、その点では平安宮古図はやはり重要な資料といえるだろう。

さらに、内裏北辺の性格を考える上で参考になるのは、内裏北門である玄輝門が、九条家本^{玄輝門は宮女専用の門}図の裏書に、「上古 宮女白日玄輝門に出入し、勅有り男子此門を通るを許さざる也」とあることであって、それが女官専用の門だったことをしめしている。このほか、朔平門は中重の北門であって、「縫殿陣」ともよばれ(『拾芥抄』)、縫殿寮が守護する宮門だったことがわかる。

3) SD2700出土の木簡で、宮内省に関連する記載があるものは、2094・2096・2097・2162・2174(第V層出土 天平勝宝7年木簡伴出)、2099(第III層出土 天平勝宝・天平宝字木簡伴出)があり、墨書土器には、「□内省」・「宮内天長節」(第II層 平城宮Vの土器伴出)がある(『平城宮木簡二』解説 pp. 14)。1928年に岸熊吉は SD2700

の上流部分2カ所の発掘で、「□内省」・「省」・「内掃」などの墨書土器をみいだ^{宮か}しており、これらが宮内省内掃司をさすことを指摘している。「平城宮遺溝及遺物の調査報告」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告』第12冊 1934年)。このうち「内掃司」墨書土器は、岸の実測図から平城宮Vの須恵器杯AⅢとみられる。